災害に関する基礎講座②

「避難指示」で必ず避難

「避難勧告」は廃止です

台風など大雨が続くと、ニュースなどで「避難指示」「緊急安全確保」という言葉をよく耳にします。これらの避難情報は、災害の恐れが高い場合や災害発生又は切迫の場合に、住民に対して市町村長が発令します。避難情報の名称は、令和３年５月に避難情報に関するガイドライン（内閣府）により、下記のとおり名称変更されています。避難情報の意味をしっかりと理解しておくことが重要です。

警戒レベル３　高齢者等避難

（変更前：避難準備･高齢者等避難開始）

★状況：災害のおそれあり
★行動：危険な場所から高齢者等は避難

★発令されたときの行動★

□避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。
□その他の人は、避難の準備を整えましょう。



警戒レベル４　避難指示

（変更前：避難指示（緊急）･避難勧告）

★状況：災害のおそれ高い
★行動危険な場所から全員避難

★発令されたときの行動★

□すみやかに避難場所へ全員避難をしましょう。
□外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。



警戒レベル５　緊急安全確保

（変更前：災害発生情報）

★災害発生又は切迫
★命の危険　直ちに安全確保！

★発令されたときの行動★

□すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
□警戒レベル５緊急安全確保の発令を待ってはいけません。

※警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。

必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は自主避難をすることが重要です。

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 寒河江川砂防出張所